

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	実績判定期間	平成26年1月1日～平成30年12月31日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(下記注意事項参照)において5分の1(20%)以上であること。			チェック欄 ✓

		実績判定期間
経常収入金額 (㉞の金額)	①	170,900,922円

総収入金額	㉞	179,430,046円
控除金額	国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉠ 0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉡ 7,516,160円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉢ 0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉣ 0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)①欄の「()」)	㉤ 0円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額(付表1(相対値基準・原則用)③欄)	㉥ 544円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)	㉦ 1,012,420円
差引金額 (㉞-㉠-㉡-㉢-㉣-㉤-㉥-㉦)	㉞	170,900,922円 ⇒①

寄附金等収入金額 (㉧の金額)	②	120,057,758円
-----------------	---	--------------

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)	㉧	159,209,790円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㉨ 39,876,458円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額(付表1(相対値基準・原則用)③欄)	㉩ 544円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)	㉪ 1,012,420円
	差引金額 (㉧-㉨-㉩-㉪)	㉫ 118,320,368円
会費収入(㉬欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)	㉬	1,737,390円
国の補助金等の金額(㉭欄の金額を限度とする。)	㉭	0円
合計金額 (㉫+㉬+㉭)	㉮	120,057,758円 ⇒②

基準となる割合 (②÷①)	③	70.24%
---------------	---	--------

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です。)
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	実績判定期間	平成26年1月1日～平成30年12月31日
-----	----------------------	--------	-----------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	159,209,790 円
基準限度額（受入寄附金総額の10%相当額（④×10%））	⑤	15,920,979 円
基準限度額（受入寄附金総額の50%相当額（④×50%））	⑥	79,604,895 円

2 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑦	1,012,420 円
--	---	-------------

3 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑨）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
		() 4,950,000 円	() 4,950,000 円	() 0 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑧	() 4,950,000 円	() 4,950,000 円	() 0 円
⑨欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑨	0 円	0 円
	⑨欄以外の者	⑩	(432,937 円) 153,246,826 円	(432,937 円) 113,370,368 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	⑪	() 544 円		
合 計（⑧+⑨+⑩+⑪）	⑫	(432,937 円) 158,197,370 円		(0 円) 39,876,458 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

第1表及び付表1の明細書

★委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額

受領日	取引先	計上科目	金額	内容・備考など
2015/4/16	静岡県	業務受託料収入	189,000	保全協力金統一ロゴ作成の負担金
2015/4/17	山梨県	業務受託料収入	189,000	保全協力金統一ロゴ作成の負担金
2017/1/19	静岡県	実費弁償金収入	99,900	バナー・チラシデータ製作費（平成28年度分）
2017/1/19	静岡県	実費弁償金収入	99,900	バナー・チラシデータ製作費（平成28年度分）
2017/3/31	静岡県	実費弁償金収入	3,042,800	交流学習制作費
2017/4/26	山梨県	実費弁償金収入	1,495,800	保全協力金広報関連業務受託
2018/03/08	山梨県	実費弁償金収入	1,199,880	KSPデジタル配布対象経費分
2018/03/30	静岡県	実費弁償金収入	1,199,880	KSPデジタル配布対象経費分
合計			7,516,160	

※2015年度（平成27年度）においては「業務受託料収入」として計上していたが、収入の性格上事業経費の実費負担分であるため、2016年度（平成28年度）より計上科目を「実費弁償金収入」に変更している。

※実績判定期間における業務委託収入・実費弁償金収入の合計額8,659,160円との差異1,143,000円の内容は、下記の通りである。

受領日	取引先	計上科目	金額	内容・備考など
2016/8/31		実費弁償金収入	243,000	平成28年度世界遺産登録業務
2017/4/27		業務受託料収入	900,000	調査及び報告書作成業務
合計			1,143,000	

★寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額

受領日	種別	金額	寄附者名
2014/7/14	富士山基金への寄附金	300	
2015/7/31	富士山基金への寄附金	92	
2016/8/30	富士山基金への寄附金	50	
2017/8/29	富士山基金への寄附金	100	
2018/7/31	富士山基金への寄附金	1	
2018/8/6	富士山基金への寄附金	1	
合計		544	

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	実績判定期間	平成26年1月1日～平成30年12月31日
-----	----------------------	--------	-----------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会費規程第2条に会員(社員)の会費は年額10,000円と規定	はい いいえ
ロ 社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に32名搭載(うち役員1名) (平成30年12月31日現在)	はい いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	1,740,000円
共益的活動の割合(第2表③)	②	0.15%
①から控除する金額(①×②)	③	2,610円
差引金額(①-③)	④	1,737,390円



第1表(相対値基準・原則用)②欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)④欄へ

(注意事項)

- 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	チェック欄
-----	----------------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

✓

イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等 ① (指標) 148,698,713 円

①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ② 237,420 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	237,420 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	237,420 円 ⇨②へ

基準となる割合 (②÷①) ③ 0.15%

（注意事項）

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	H26年1月1日～H26年12月31日	19人	0人	0%	3人	15.7%
㊹	H27年1月1日～H27年12月31日	17人	0人	0%	3人	17.6%
㊺	H28年1月1日～H28年12月31日	17人	0人	0%	3人	17.6%
㊻	H29年1月1日～H29年12月31日	17人	0人	0%	3人	17.6%
㊼	H30年1月1日～H30年12月31日	16人	0人	0%	3人	18.7%
㊽	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		16人	0人	0%	3人	18.7%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

③ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①～④」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「②」から「④」については、イに記載する各期間(「②」から「④」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「②」から「④」については、イに記載する各期間(「②」から「④」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		19人	17人	17人	17人	16人	人	16人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	3人	3人	3人	3人	人	3人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
遠山 敦子		理事		○	○	○	○			平成18年1月6日就任 平成29年2月22日退任
青柳 正規		理事					○	○	○	平成29年2月23日就任
高階 秀爾		理事		○	○	○	○	○	○	平成18年1月6日就任
野口 英一		理事		○	○	○	○	○	○	平成18年1月6日就任
松井 純		理事		○	○	○	○			平成18年1月6日就任 平成29年2月22日退任
森 隆一		理事		○						平成24年2月23日就任 平成26年2月18日退任
杉本 晶		理事		○	○	○	○			平成26年2月18日就任 平成29年2月22日退任
大石 剛		理事					○	○	○	平成29年2月23日就任
岩下 幹		理事					○	○		平成29年2月23日就任 平成31年2月22日退任
遠谷 信幸		理事							○	平成31年2月23日就任
小田 全宏		理事		○	○	○	○	○	○	平成18年1月6日就任
木村 孟		理事		○						平成18年1月6日就任 平成26年2月18日退任
西川 治		理事		○						平成18年1月6日就任 平成26年2月18日退任
平林 良仁		理事		○						平成18年1月6日就任 平成26年2月18日退任

船山 龍二	理事	○						平成 18 年 1 月 6 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
堀内 光一郎	理事	○	○	○	○	○	○	平成 18 年 1 月 6 日就任
山内 豊彦	理事	○	○	○	○	○	○	平成 18 年 1 月 6 日就任
岡村 正	理事	○						平成 20 年 3 月 5 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
米倉 弘昌	理事	○						平成 23 年 2 月 23 日就任 平成 26 年 6 月 3 日退任
石崎 孟	理事	○						平成 24 年 2 月 23 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
長谷川 閑史	理事	○	○					平成 24 年 2 月 23 日就任 平成 27 年 2 月 22 日退任
井上 弘	理事	○						平成 25 年 2 月 23 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
小畑 宏介	理事	○						平成 25 年 2 月 23 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
西澤 豊	理事	○	○	○				平成 25 年 2 月 23 日就任 平成 28 年 6 月 25 日退任
白石 興二郎	理事	○						平成 25 年 6 月 19 日就任 平成 26 年 2 月 18 日退任
高野 友梨	理事	○	○	○	○	○	○	平成 26 年 2 月 18 日就任
中村 徳彦	理事	○	○	○	○	○		平成 26 年 2 月 18 日就任 平成 30 年 6 月 30 日退任
成澤 寿一	理事	○	○					平成 26 年 2 月 18 日就任 平成 27 年 3 月 31 日退任
西山 由之	理事	○	○	○	○	○		平成 26 年 2 月 18 日就任 平成 30 年 2 月 1 日退任
蓑田 秀策	理事	○	○	○	○	○	○	平成 26 年 2 月 18 日就任
三村 明夫	理事	○	○					平成 26 年 2 月 18 日就任 平成 27 年 2 月 22 日退任
分林 保弘	理事	○	○	○	○	○	○	平成 26 年 2 月 18 日就任
榑原 定征	理事	○	○					平成 26 年 6 月 3 日就任 平成 27 年 2 月 22 日退任

小林 正樹		理事		○	○				平成 27 年 4 月 1 日就任 平成 28 年 3 月 31 日退任
西村 幸夫		理事		○	○	○	○	○	平成 27 年 2 月 23 日就任
大室 真生		理事			○	○	○	○	平成 28 年 6 月 25 日就任
原田 幸博		理事			○	○	○	○	平成 28 年 4 月 1 日就任
甲田 吉孝		理事					○	○	平成 30 年 7 月 1 日就任
太田 孝昭		監事		○	○	○	○	○	平成 18 年 1 月 6 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	月末	10年
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	月末及び決算時	10年
寄附金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	適宜	10年
減価償却資産集計表	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	決算時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	148,698,713 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	148,698,713 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	159,209,790 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	141,182,553 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	88,67%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員 ^(注2) の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
<p>(注2)「役員^(注2)の親族等」とは、役員^(注2)の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。</p>			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	平成26年1月1日 ~ 平成31年4月22日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
0人	0円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(註)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
別紙参照				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙参照					

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

別添資料1

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		FG寄付者ギフトふじっていー煎茶	2014/09/24	1,920	定価購入
		FGK寄付者ギフト購入ティーバッグ	2015/08/11	2,700	
		ふじってい購入	2016/09/14	3,024	
		営業時配布用フジッティー	2017/04/14	4,104	
		実績判定期間及び申請日までの計		11,748	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		お茶ティーバック	2017/01/18	2,444	定価購入
		緑茶	2017/03/08	2,444	
		会議時お茶	2017/06/28	2,768	
		緑茶購入	2017/09/28	2,120	
		緑茶購入	2017/11/21	1,688	
		緑茶購入	2018/03/09	1,472	
		緑茶購入	2018/07/12	3,672	
		緑茶購入	2018/12/13	9,168	
		実績判定期間及び申請日までの計		25,776	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2015/6/24	61,600	定価の70%で購入
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2016/6/24	84,435	
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2017/6/30	133,708	
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2017/7/24	28,904	
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2018/1/22	21,521	
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・Tｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2018/2/19	40,822	
		富嶽三十六°Dｼﾞｪｯﾄ・いつまでもロゴTｼﾞｬｯｼﾞ購入費	2018/11/29	29,470	
		実績判定期間及び申請日までの計		400,460	

第4表付表2の1の(1)の別紙

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等	
		ギフト他購入	2014/9/25	1,456円	定価購入	
		イベントお土産用折紙購入	2017/10/26	9,000円		
		添付資料1の通り		4,620円		
		添付資料1の通り		7,128円		
		富士山法網もなか購入	2014/9/22	1,620円		
		富士山グラス購入	2016/10/24	5,162円		定価購入
		添付資料1の通り		11,464円		定価購入
		添付資料1の通り		14,312円		定価購入
		会議用菓子購入	2017/9/13	3,800円		
		別添資料1の通り		400,460円		

第4表付表2の1の(3)の別紙

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		添付資料2の通り		14,639,385円	見積書および請求書による
		添付資料2の通り		3,397,500円	
		添付資料2の通り		89,250円	
		添付資料2の通り		4,871,124円	
		添付資料2の通り		6,394円	
		描かれた霊峰監修費	2017/3/23	111,370円	世間相場による
		添付資料3の通り		99,316円	
		富士山インタビュー謝礼	2017/08/01	10,000円	世間相場による
		事業収支試算業務委託	2018/4/12	756,000円	見積書および請求書による
		手提げ作成業務	2018/11/13	137,160円	見積書および請求書による
		イベント運営費	2017/11/15	540,000円	見積書および請求書による
		添付資料3の通り		567,118円	

別添資料 2

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		富士山保全協力金DTPデザイン開発	2015/03/31	378,000	見積書および請求書による
		H28年度富士山保全協力金 戦略費	2016/08/25	540,000	
		映像制作費	2016/12/28	1,674,000	
		書初め企画運営費	2017/11/30	1,959,779	
		書き初め2018事業費、新聞掲載料	2018/01/31	3,241,127	
		富士山書初め企画運営費	2018/12/14	2,522,356	
		富士山書初め企画運営費	2019/3/31	4,324,123	
		実績判定期間及び申請日までの計		14,639,385	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		1月バナー広告、CM放送	2014/01/31	52,500	見積書および請求書による
		2月バナー広告、CM放送	2014/02/28	52,500	
		3月バナー広告、CM放送	2014/03/26	52,500	
		4月バナー広告、CM放送	2014/04/25	54,000	
		5月バナー広告、CM放送	2014/05/20	54,000	
		6月バナー広告、CM放送	2014/06/23	54,000	
		7月バナー広告、CM放送	2014/07/31	54,000	
		8月バナー広告、CM放送	2014/08/25	54,000	
		9月バナー広告、CM放送	2014/09/25	54,000	
		10月バナー広告、CM放送	2014/10/30	54,000	
		11月バナー広告、CM放送	2014/11/25	54,000	
		12月バナー広告、CM放送	2014/12/22	54,000	
		1月バナー広告、CM放送	2015/01/27	54,000	
		2月バナー広告、CM放送	2015/02/25	54,000	
		3月バナー広告、CM放送	2015/03/24	54,000	
		4月バナー広告、CM放送	2015/04/30	54,000	
		5月バナー広告、CM放送	2015/05/25	54,000	
		6月バナー広告、CM放送	2015/06/24	54,000	
		7月バナー広告、CM放送	2015/07/27	54,000	
		8月バナー広告、CM放送	2015/08/31	54,000	
		9月バナー広告、CM放送	2015/09/25	54,000	
		10月バナー広告、CM放送	2015/10/27	54,000	
		11月バナー広告、CM放送	2015/11/30	54,000	
		12月バナー広告、CM放送	2015/12/22	54,000	
		1月バナー広告・CM放送	2016/01/28	54,000	
		2月バナー広告・CM放送	2016/02/25	54,000	
		3月バナー広告・CM放送	2016/03/31	54,000	
		4月バナー広告・CM放映	2016/04/25	54,000	
		5月バナー広告・CM放送	2016/05/24	54,000	
		6月バナー広告・CM放送	2016/06/29	54,000	
		7月バナー広告・CM放送	2016/07/26	54,000	
		8月バナー広告・CM放送	2016/08/25	54,000	
		9月バナー広告・CM放送	2016/09/29	54,000	
		10月バナー広告・CM放送	2016/10/24	54,000	
		11月バナー広告・CM放送	2016/11/29	54,000	
		12月バナー広告・CM放送	2016/12/22	54,000	
		1月バナー広告・CM放送	2017/01/30	54,000	
		2月バナー広告・CM放送	2017/02/27	54,000	
		3月バナー広告・CM放送	2017/03/29	54,000	
		4月バナー広告・CM放送	2017/04/28	54,000	
		5月バナー広告・CM放送	2017/05/31	54,000	
		6月バナー広告・CM放送	2017/06/30	54,000	
		7月バナー広告・CM放送	2017/07/31	54,000	
		8月バナー広告・CM放送	2017/08/31	54,000	
		9月バナー広告・CM放送	2017/09/21	54,000	
		10月バナー広告・CM放送	2017/10/31	54,000	
		11月バナー広告・CM放送	2017/11/30	54,000	
		12月バナー広告・CM放送	2017/12/21	54,000	

平成26年度計

643,500

平成27年度計

648,000

平成28年度計

648,000

平成29年度計

648,000

	1月バナー広告・CM放送	2018/01/31	54,000
	2月バナー広告・CM放送	2018/02/28	54,000
	3月バナー広告・CM放映	2018/03/26	54,000
	4月バナー広告・CM放映	2018/04/27	54,000
	5月バナー広告・CM放映	2018/05/25	54,000
	6月バナー広告・CM放映	2018/06/28	54,000
	7月バナー広告・CM放映	2018/07/27	54,000
	8月バナー広告・CM放映	2018/08/28	54,000
	9月バナー広告・CM放映	2018/09/28	54,000
	10月バナー広告・CM放映	2018/10/26	54,000
	11月バナー広告・CM放映	2018/11/29	54,000
	12月バナー広告・CM放映	2018/12/14	54,000
	1月バナー広告・CM放送	2019/1/22	54,000
	2月バナー広告・CM放送	2019/2/27	54,000
	3月バナー広告・CM放映	2019/3/26	54,000
	実績判定期間及び申請日までの計		3,397,500

平成30年度計

648,000

平成30年度計

162,000

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		1月Facebook運用支援費	2014/02/28	89,250	見積書および請求書による

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		8/7コンサート展示装飾費	2015/09/25	1,679,400	見積書および請求書による
		富士山短歌表彰式	2016/11/29	129,600	
		書初め展示費用	2018/03/13	3,062,124	
		実績判定期間及び申請日までの計		4,871,124	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		FGKコピー冊子制作	2015/11/04	6,394	見積書および請求書による

の関連企業の合計額	23,003,653
-----------	------------

別添資料3

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	額	その他の取引条件等
		テスト用無線AP設置費用	2016/10/31	16,912	見積書および請求書による
		LANアクセスポイント設置	2017/04/14	39,420	
		実績判定期間及び申請日までの計		56,332	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	額	その他の取引条件等
		事務局富士宮出張費用	2018/01/31	28,450	交通費定価
		事務局静岡ホール出張費用	2018/08/08	15,012	
		事務局米久(株)贈呈式出張費用	2018/08/23	12,256	
		2019年度総会・理事会 会場代	2019/02/25	11,400	見積書および請求書、契約書による
		実績判定期間及び申請日までの計		67,118	

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議
-----	----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
世界遺産富士山の保全に向けた諸活動の推進事業	富士山の山小屋の協力を得て、夏の開山期に富士山の保全管理に向けたPR活動を展開する。	7~8月	山梨 静岡 東京	10名	富士登山者 約25万人	2,000千円
	富士山関連のイベント等で富士山保全協力金や来訪者管理をはじめとする保全管理に資するPR活動を展開する。	通年	東京 静岡 山梨	10名	富士山関連のイベント参加者 約1万人	5,000千円
	「公式ホームページ」および「フェイスブック」を通年で展開。海外へのPR活動も、併せて強化する。	通年	全国 海外	10名	ホームページへのアクセス者とフェイスブックフォロワー 約2万人	8,600千円
世界遺産富士山の保全に関する調査・研究事業	理事長・副理事長を中心に、静岡・山梨両県の課題解決に協力する。	通年	東京 静岡 山梨	10名	静岡県・山梨県富士山世界文化遺産協議会関係者	2,000千円
世界遺産富士山の保全に向けた基金運営事業	「富嶽三十六プロジェクト」を核に、広く一般に富士山基金への寄付を募る。	通年	東京 静岡 山梨	10名	富士山関連イベント参加者とホームページアクセス者 約1万人	3,000千円
啓発・啓蒙事業	「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」WEB配布教材の普及活動を行い、教育現場、児童へ啓発する。	通年	東京 静岡 山梨	10名	児童・生徒・教育関係者を中心に約25万人	5,000千円
	「富士山書き初め」コンテストを開催し、教育現場、小中学生・高校生へ啓発する。	通年	全国	10名	児童・生徒1万5千人の応募者とその家族および教育関係者	12,000千円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

ゆうちょ銀行 振替口座	NPO法人富士山会議 富士山基金
静岡銀行東京営業部 普通預金	富士山基金 運営機構委員長 小田全宏
静岡銀行東京営業部 普通預金	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議 理事長 青柳正規
みずほ銀行虎ノ門支店 普通預金	富士山基金
みずほ銀行築地支店 普通預金	富士山世界遺産国民会議

(注意事項)

- 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。